

一 政府・財界は自治体をどう変えようとしているのか

政府・財界は「構造改革」によって、自治体をどう変えようとしているのでしょうか。

それを明らかにすることは中田市政の中期計画や施策を分析、検証するうえで欠くことはできません。

1、政府・財界の新たな自治体戦略とは何か

- (1) 政府は平成の大合併第1幕で3200余の市町村を1420も消滅させ、現在も新合併特例法のもとで更なる合併推進を強行しています。これは新自由主義的な考え方に基づく「小さな政府」論と新たな地方分権改革、「構造改革」路線のもとで、住民のくらしや福祉、教育、環境保全、地域経済などにかかわる国の責任と役割を限定し、地方財源を削り、自治体には自立したフルセット型の総合行成体として「自己決定・自己責任・受益と負担の明確化（自己負担）」による行政運営を押し付けるものです。合併できない小規模自治体には特例団体方式（窓口町村）が提起され、自治体としての法人格を剥奪することも検討されています。これは無理を越えて暴挙であり、地方自治、住民自治を根本から破壊するものです。
- (2) 同時に都道府県については、2000年4月の地方分権一括法の施行以来、政府は社会保険・職安行政の国への一元化、特例市制度の創設、市町村合併による基礎自治体の大規模化、都道府県から市町村への権限移譲、条例による事務処理特例の拡大、指定都市への運用上の人口要件緩和（合併の場合70万人）、中核市要件の規制緩和など様々な角度から都道府県の役割、機能の縮小・解体、空洞化を進め、道州制導入の地ならしをしています。
- (3) 地方分権改革の総仕上げは道州制の導入です。今日の広域自治体改革は「都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、この国のかたち、国と地方の政府のあり方を再構築するもの」であり、「国の役割を…重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担う」と位置づけ、国と地方を通じた効率的な行政システムの構築では、「市町村合併を通じた効率化に加えて、国の行政組織の縮減や都道府県から道州への再編等によって、国と地方を通じた組織や職員、行政経費の削減を定めて実現すべき」とその狙いを露骨に提起しています。しかし今日の焦点になっている大都市問題では大都市特例（税制含む）や域内分権、都道府県との関係などについて殆ど議論がされていません。

2、地方自治と自治体のあり方を抜本的に変える

- (1) 三位一体改革の本質は政府支出の削減と自治体間格差の拡大

政府は、三位一体改革を通じて地方交付税と国庫補助金を大幅に削減、2003年度から2006年度で国庫補助金は約4,4兆円、交付税で3,4兆円減額、所得税から住民税への税源移譲約3兆円、差し引き国は約4,8兆円の地方財源を削減しました。

加えて政府は、新たな地方財政「改革」の具体化として、新型交付税や「頑張る自治体応援プログラム」の具体化、自治体財政健全化法の制定による国の関与の強化、自治体破綻法制とセツトの地方債の自由化と交付税による措置の廃止、交付税の財源保障機能廃止などの策動を

すすめています。それはまさに政府支出を削減し、自治体に負担を転嫁し、自治体の歳出削減への圧力、リストラ促進に連動するものであり、かつ自治体間格差を拡大させ、能力ある自治体しか市場で資金を調達できず、自治体の自己責任が問われ、リスク管理から自治体はいつも市場（銀行）から監視されることになりかねません。夕張問題は、その典型的な事例であり、自治体と住民に財政破綻の責任を押し付け、そうなれば「住民サービスは全国最低水準にする」という見せしめです。

(2) 自治体が直接担う分野を限定し、自治体の民間化、外部委託化を徹底して進める

- ① 政府は、自らの経済政策、行政運営の失政等につくった国・地方合わせて1000兆円を超える借金を国民犠牲で打開するため、「2006骨太方針」で「プライマリーバランス（基礎的財政収支）を2011年に黒字化する」として、5年後の歳出削減を11,4～14,3兆円（社会保障1,6兆円、人件費2,6兆円、公共事業5,6～3,9兆円など）、税収増を2,2～5,1兆円にするとの目標を掲げ、その実現を図るために、徹底した人員削減、総人件費抑制、更なる民間化、アウトソーシングを自治体に押し付けています。この方針は現在も基本的に踏襲されています。
- ② 公務員の総人件費・定員削減、公務の民間開放、自治体のスリム化に向けては、この間、PFIや構造改革特区、地方独立行政法人や指定管理者制度、市場化テストなどの諸制度を創設し、保育所や図書館、福祉施設、病院などの「公の施設」の管理・運営を民間に委ね、試験研究機関や大学などは外部組織化し、更には義務教育や医療経営、市（区）役所の窓口業務、税金・公金の徴収までも法の特例措置を設けて企業に開放しようとしています。最近では、自治体100%出資の業務請負会社や人材派遣会社、自治体の業務を丸ごと請け負う株式会社まで出来ています。こうした中で解雇・分限免職、雇い止め、賃金や労働条件の引き下げがおき、自治体の業務を通して雇用不安やワーキングプア、非正規労働者を発生させ、地域経済に低賃金構造や混乱をもたらす事態になっており、自治体のあり方が問われています。
- ③ 公務の民間開放は、同時に財界の要求に応じて企業のビジネスチャンスの拡大、利潤を追求する営利事業への開放を進めるものです。三菱総研のパブリックビジネス研究会は、全国の自治体が管理する「公の施設」すべてが指定管理者制度に移行した段階の市場規模は10兆5千億円になると喧伝し、週間東洋経済（2005.8.20）も市場化テストも含めて「新市場は夢か現実か～官業開放!40兆円のビジネスチャンス」と書き立てています。更に、大企業には企業誘致のための優遇策、補助金交付や税金の免除措置が積極的に行われるなど、自治体は企業に奉仕する組織に変質してきています。その一方で、税の滞納者には行政サービスを制限するという条例が全国で次々に制定されています。

(3) トップマネジメントの強化と自治体の機能の限定

- ① 政府・財界が推進する小さな政府論のもとで、多くの自治体は、憲法や地方自治法が求める「住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という立場、役割を投げ捨て、行政の役割を企画、調整、管理機能に特化してきています。
- ② 行政運営では、こうした課題をやり遂げるためには上からの権力的なトップマネジメントの強化が必要であるとして、出納長・収入役の廃止、教育委員会・農業委員会のあり方見直し、知事・市町村長直轄部署（戦略本部）の設置、予算・権限の集中、マニフェス

ト選挙の重視などが提起され、具体化されています。その中で議会・住民（団体）、労働組合との協議、合意づくりなどが軽視され、住民参加・参画のシステムの形骸化がすすみ、発言力のない社会的弱者の声は抹殺されかねない状況になっています。

- ③ 政府は、住民投票制度の一般制度化は先送りしましたが、市町村合併の推進にかかわっては地方議会が合併推進協議会の設置を否決したときは住民投票で設置できる仕組みを創りました。極めて恣意的、便宜的です。パブリックコメント（施策形成過程への住民参加）や政策・行政評価についても、実質的には行政主導で実効性に欠け、「行革」推進の立場から民営化・民間化、人減らしのための手法、あるいは政策決定過程の手続き的民主主義のアリバイづくりに利用され、実効ある住民参加、参画のシステムづくりになっているとは言えません。
- ④ 自治体職場に業績評価、成果主義賃金が導入され、労働者の「意識変革」が意図的に追及されています。その中で上位方針に基づく行革推進、効率性の追求、専門性・熟練性・チームワークの軽視、官僚主義、マニュアル化などが進み、その一方で人員削減、職員の精神的な病の増大など職場環境が悪化の一途をたどり、職員の意欲や公務労働の後退、変質が進んでいます。

このように今日の政府・財界の自治体戦略は、まさに地方分権、経済のグローバル化と言う名のもとに、財界の要求に応じて「この国のかたち、自治体のあり方」を抜本的に変えていこうとするものです。